

現職教員の方は令和5年3月31日まで
修了確認期限延期（有効期間満了の日）の
延期・延長することが可能です

令和5年3月31日以前に「修了確認期限（又は有効期間満了の日）」を迎える現職教員の方で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業務量の増大等が原因で、免許状更新講習の修了が困難である方につきましては、修了確認期限の2か月前までに延期申請手続きを行っていただきますと、最長で令和5年3月31日まで延期・延長が可能となります。

教員免許状更新講習を受講される予定であっても、万が一の場合に備え、延期・延長しておくことで安心です。

【参考リンク】

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）／令和2年6月5日-文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/1334910_00005.htm

○令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）／令和3年3月29日-文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/1334910_00010.htm

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教員免許更新制の事務取扱に係るQ & Aについて／北海道教育委員会

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/colonaQA.pdf>